

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成24年5月24日(2012.5.24)

【公表番号】特表2011-515261(P2011-515261A)

【公表日】平成23年5月19日(2011.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2011-020

【出願番号】特願2011-500090(P2011-500090)

【国際特許分類】

B 6 0 C	7/00	(2006.01)
B 3 2 B	3/26	(2006.01)
B 3 2 B	5/02	(2006.01)
B 6 0 C	7/18	(2006.01)
B 6 0 C	9/00	(2006.01)

【F I】

B 6 0 C	7/00	H
B 3 2 B	3/26	A
B 3 2 B	5/02	B
B 6 0 C	7/18	
B 6 0 C	9/00	H

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月16日(2012.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

変形可能なセル状構造体を形成する積層品(1)であって少なくとも前記積層品は、両方とも同一の主方向Xに差し向けられた上側バンド(2)及び下側バンド(3)と、前記2つのバンド相互間に位置し、前記バンドを繫留ゾーンと呼ばれるゾーン(4)内で連結する連結用円筒形構造体と呼ばれている円筒形構造体(5)から成る方向Xに延びる連続体(5A, 5B, 5C)とを有し、

前記円筒形構造体は、方向Xに互いに接触関係をなしておらず、

各連結用円筒形構造体(5)は、母線が方向Xに垂直な軸線Yに沿って差し向けられた複数個の要素筒体(5a, 5b)から成り、前記要素筒体は、互いに内外に嵌まり合うと共に各繫留ゾーン(4)内で互いに連結されている、

ことを特徴とする積層品。

【請求項2】

前記要素筒体は、同心の筒体である、

請求項1記載の積層品。

【請求項3】

前記要素筒体は、樹脂母材中に埋め込まれた纖維から成る複合筒体である、

請求項1又は2記載の積層品。

【請求項4】

前記纖維は、連続であり且つ一方向であり、前記纖維は、前記軸線Yに垂直な平面内に円周方向に差し向けられている、

請求項3記載の積層品。

**【請求項 5】**

前記要素筒体の前記纖維は、ガラス纖維であり及び／又は炭素纖維である、  
請求項 1 ないし 4 のいずれか 1 項に記載の積層品。

**【請求項 6】**

前記上側バンド及び前記下側バンドは、樹脂母材中に埋め込まれた纖維から成る、  
請求項 1 ないし 5 のいずれか 1 項に記載の積層品。

**【請求項 7】**

前記バンドの前記纖維は、連続纖維である、  
請求項 6 記載の積層品。

**【請求項 8】**

前記バンドの前記連続纖維は、一方向であり且つ前記方向 X に平行に差し向けられる、  
請求項 7 記載の積層品。

**【請求項 9】**

前記バンドの前記纖維は、ガラス纖維及び／及び又は炭素纖維である、  
請求項 6 ないし 8 のいずれか 1 項に記載の積層品。

**【請求項 10】**

前記樹脂は、熱硬化性樹脂である、  
請求項 3 ないし 9 のいずれか 1 項に記載の積層品。

**【請求項 11】**

前記熱硬化性樹脂は、ビニルエステル樹脂である、  
請求項 1 0 記載の積層品。

**【請求項 12】**

前記積層品は、連続の且つ閉じられた円周方向リングを形成する、  
請求項 1 ないし 1 1 のいずれか 1 項に記載の積層品。